熱海市家計改善支援事業業務委託仕様書

１　業務名

熱海市家計改善支援事業業務委託

２　業務の目的

本事業は、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者や世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計改善の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うなど、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく家計改善支援事業の円滑な実施に資することを目的とする。

３　委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

４　業務実施場所

受託者は、相談者の利便性に配慮した相談支援場所を市内に確保し事業を実施する。なお、事務所等の整備にあたり必要となる備品等並びに車両等については、受託者において確保すること。

５　対象者

（１）生活困窮者自立相談支援事業に対して利用申込みを行った者であって、家計収支の均衡がとれておらず家計に問題を抱えているなど家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが必要と認める者。

（２）世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯のうち、家計改善支援を実施することが効果的と認める者であって、本事業への参加を希望する者。

（３）その他、市が支援を必要と認める者。

６　業務内容

本業務の実施にあたっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して利用者とともに、その世帯が抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成することで、家計に関する問題の背景にある課題を整理して家計管理の力を高め、早期の生活再生を目指していくため、次の取組を実施すること。

（１）支援内容

ア　家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表等を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ　滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、本市の担当部署や事業所

などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ　債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法テラス等へ同行するなど、債務整理に向けた支援を行う。

エ　貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

オ　その他提供可能な支援

（2）支援の流れ

家計改善支援事業と自立相談支援機関及び福祉事務所生活保護担当部署は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら次のような支援を行う。

ア　対象者の把握、アウトリーチ

多重・過剰債務者の相談窓口や貸付期間、本市関係部署、生活困窮者自立支援事業実施機関との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ、関係機関と連携しながら家計管理に関する相談会や訪問相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取り組みを行う。

イ　アセスメント

家計表やキャッシュフロー等の作成を通じて、相談者の生活状況と家計収支の状況を具体的に把握した上で、課題を「見える化」し、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ　家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。作成に当たっては、必要に応じ、自立相談支援機関、生活保護担当部署等と協議を行うものとする。なお、家計再生プランによる支援期間は原則１年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

エ　支援調整会議への参加

原則として、自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から積極的に自立支援計画（プラン）作成に協力する。

オ　支援の提供

相談者の状況に応じて、５(1)による支援を提供する。

カ　モニタリング

定期的な面談により、家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関、生活保護担当部署又はその他の関係機関との状況共

有を図る。

キ　家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、又はそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合には、設定した目標の達成度や支援の実施状況、その成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行った上で、支援を終結させるか、新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

7　職員の配置

本業務実施にあたり、家計改善支援員１名及び本事業を管理する統括支援員１名を１４５日以上（週３回以上、１日あたり５時間以上）配置することとする。統括支援員は、家計改善支援員と兼務することができる。

なお、家計改善支援員は、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、社会福祉士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーのいずれかの資格を有する者が望ましいが、これらの資格所持者と同等程度の能力又は実務経験を有する者であれば差し支えない。

8　広報活動

受託者は、相談者の拡大のため、パンフレット、ホームページ等による広報活動を行うこととする。

9　実施計画及び完了報告

（1）受託者は、業務開始にあたり実施計画書を作成し、委託契約締結後、速やかに市へ提出するものとする。

（2）受託者は、当月分の支援状況について取りまとめ、業務完了報告書を作成し、翌月１０日までに市へ提出すること。

（3）委託業務完了後、年度における支援状況及び支援結果の概要を取りまとめ、委託業務完了報告書とともに委託業務における収支決算書を市に提出すること。

（4）受託者は、本事業において国の定める標準様式の帳票類を支援に活用し、適切に支援状況を記録すること。また、市から資料作成や報告等の依頼があった場合には、協力しなければならない。

10　委託料

（1）業務委託料は、年１２回の部分払いとする。ただし、委託料額を１２月で除した金額に１，０００円未満の端数が生じる場合は、当該端数は最初の支払月に支払うものとする。

（2）受託者は、支援対象者に費用の支払いを求めてはならない。

11　業務の適正実施に関する事項

（1）再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（2）個人情報等の保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

また、支援対象者に対しては、必要に応じて関係機関との間で個人情報の共有を行う場合があることについて十分説明し、同意を得るものとする。

（3）守秘義務

受託者は、業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。契約期間が終了した後についても同様とする。

12　その他

（1）事業実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

（2）本業にかかる協議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は、全て受託者の負担とする。

（3）支援対象者と事業従事者間の苦情、トラブルへの対応は、原則として受託者の責任で行い、速やかに市に報告することとする。

（4）本委託期間の満了若しくは契約期間中の中断に際しては、委託者と協議の上、事業の円滑な遂行に支障が出ないよう、委託者または委託者が指定する者に対する引継ぎ等を行うこととする。

別表１「提案評価基準」

評価項目		評価の視点	配点
適格性	事業者の適格性	事業の継続が確保される安定した運営基盤を有し、事業の受託実績があるか。	１０
事業概要	事業の基本方針	本事業の趣旨に沿うものであり、包括的な支援体制の構築に貢献する方針であるか。	１０
実施内容・方法	家計管理支援に対する事業計画	利用者の課題に応じて、専門的な対応ができているか。利用者の状況等に応じた支援手法が取れているか。	１５
	滞納整理支援に対する事業計画	滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援策が具体的かつ利用者に分かり易いものとなっているか。	１５
	債務整理支援に対する事業計画	多重債務者相談窓口との連携等により、債務整理を行うことができるものとなっているか。	１５
	貸付けのあっせん支援に対する事業計画	利用者に適した窓口への案内やフォローなどが適切に実施できるものとなっているか。	１５
	関係機関との連携	自立支援機関や福祉事務所、法律専門家等の関係機関との連携は具体的であり、適切に実施できるものとなっているか。	１０
職員等配置体制	職員体制、資格の有無、サポート体制	人員配置計画は支援実施に必要な職員が配置されているものとなっているか。資格等を有しているか。法人本部によるサポート体制は具体的かつ適切か。	１０
	研修計画	研修計画や人材育成は具体的であり、実施体制が整っているか。	１０
個人情報取扱い	個人情報の取扱いに対する取組み	個人情報の取組に対する徹底は十分であるか。取扱いやセキュリティー対策についての体制は充分か。	１０
窓口開設・支援実施体制	窓口開設・支援実施に対する体制	拠点の開設時間、支援実施体制が適当であるか。	１０
独自提案	独自業務提案の実現性と効果	独自業務提案について、実現可能性があり、効果的な支援の実施が期待できるものであるか。	１０
事業費	見積額	市が提示する上限額の範囲内であり、事業が実施出来る最小限度の提案となっているか。	１０
合　　計			１５０